

# 既に売電されている皆様

## 新制度への移行手続き

### 期限は9月30日！

#### 新制度の施行に伴い 事業計画の提出が必要です。

新制度への移行手続きが必要な事業者とは

- FIT制度開始後、平成24年7月から平成29年3月までにFITの認定を受けられているすべての方が対象です。
- 平成28年度までにFITの認定を受け、新制度での認定を受けたものとみなされる事業者は、“みなし認定事業者”となります。
- “みなし認定事業者”は、新制度へ移行するために事業計画を提出する必要があります。
- 10kW未満の事業者も対象となります。(特例太陽光は除く)
- 事業計画の提出期限は **平成29年9月30日** です。
- 手続き対象の事業者には、資源エネルギー庁からハガキ(右図)又はメールで案内が届いています。

**期限を過ぎると  
認定失効となる恐れがありますので  
早めに手続きをしてください。**

〈お問い合わせ先〉 ご相談はこちらまで！

株式会社北海道PVGS

TEL : 011-522-5245

FAX : 011-522-5870

E-mail : info@hokkaidopvgs.jp

HP : http://hokkaidopvgs.jp



再生可能エネルギー発電事業者のみなさまへ。資源エネルギー庁より大事なお知らせ

いよいよ平成29年4月1日より、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)が新しくなります。

旧制度で認定を取得している事業者のみみなさまへ

- 1 新制度への移行条件
- 2 新制度へ移行前に必要な手続

新制度で申請される事業者のみみなさまへ

- 3 認定条件
- 4 「設備認定」から「事業計画認定」へ
- 5 認定取得後の留意

固定価格買取制度に関する情報提供ウェブサイト  
経済産業省 資源エネルギー庁「なつく！再生可能エネルギー」  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/savve\\_and\\_new/saieho/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/savve_and_new/saieho/)

固定価格買取制度に関するお問い合わせ  
0570-057-333 受付時間 9:00~18:00 (土日祝日、年末年始を除く)

系統接続に関するお問い合わせ